

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第5条の規定により公告する。

令和8年9月28日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入品目及び数量
精米（単価契約）北区 6, 566袋 以内
（詳細については、仕様書を参照すること。）
- (2) 納入場所
岡山市公立保育園10園及び認定こども園13園（詳細別紙）
- (3) 納入期間
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
（詳細については、仕様書を参照すること。）
- (4) 支払条件
納品後毎月払いとし、請求書を受領した日から30日以内とする。
- (5) 入札案件概要
岡山市公立保育園10園及び認定こども園13園で提供する精米の購入
（詳細については、仕様書を参照すること。）
- (6) 入札方法
入札書に記載する金額は1袋（5kg）あたりの金額（税抜）とする。
小数点以下の記載は、不可とする。
- (7) 契約時の消費税について
納入する製品が軽減税率対象品のため、消費税率8%で契約すること。
- (8) 契約予定総金額は、次の計算によって得られた金額とする。
入札金額×6, 566袋×1.08以内（1円未満切り捨て）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、契約規則第4条の規定に基づく有資格者名簿食料品部門に登録されていること。
- (3) 市内業者であること。
- (4) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項等を示す場所
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部幼保運営課（以下「幼保運営課」という。）及び岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページ
ホームページアドレス
(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-3-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法
公告日から開札日まで
幼保運営課で無償で交付するほか、岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページからダウンロードの方法により無償で交付する。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 質問の受付期限及び方法
令和8年10月2日（金）午後5時まで
電子メール又はファクシミリの方法で行うこととし、それ以外の方法によるものは受け付けない。
また、電子メールによる場合は、メールの件名を「【入札質問】精米（単価契約）北区」とすること。
なお、いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。
<提出先>
幼保運営課
電話 086-803-1226
FAX 086-231-1572

E-mail zaimukakariyouhouneika@city.okayama.jp

(5) 質問回答の掲載期間及び方法

令和8年10月7日（水）午後4時から開札日まで

岡山市一般競争入札情報（各課発注）ホームページに掲載する。

(6) 入札書の受付期限及び方法

令和8年10月19日（月）まで

幼保運営課において交付された入札書郵送用指定封筒（以下「指定封筒」という。）を用いて、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付ける。ただし、質問回答及び入札説明書中3「入札書の提出に関する事項」(4)を確認したうえで令和8年10月7日（水）以降に郵送することとし、岡山大供郵便局に令和8年10月19日（月）までに必着のこと。

<宛先>

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所 幼保運営課宛

(7) 開札日時及び場所

令和8年10月20日（火）午前10時から、岡山市役所本庁舎6階小会議室6-4（新庁舎）

開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、立会者は先着順で5人以内とする。代表者又は受任者以外の者が立ち会うときは立会を委任する旨を記した委任状を持参すること。なお、立会希望者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

4 参加資格の確認に関する事項

(1) 参加資格確認申請書類

岡山市物品購入等郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）第7条第5項により参加資格の有無の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認申請書等は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

添付書類 ①指名停止等措置状況調書

②納入物品明細書

(2) 確認申請書等の提出方法

受付場所へ持参すること。

*受付は原則窓口受付とする。窓口受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない。ただし、参加資格確認対象者となった者が確認申請書等を持参することが困難な場合、必ず幼保運営課へ電話すること。

電話 086-803-1226

(3) 確認申請書等受付期限

令和8年10月27日（火）午後5時まで

*岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。

(4) 確認申請書等受付場所

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎12階幼保運営課（新庁舎）

5 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、見積もった契約予定総金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額とする。

(2) 以下のア、イいずれかの場合は、入札保証金を免除する。

ア この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿若しくは特定調達名簿に登録されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証保険契約を締結したとき

(3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。

(4) 入札保証金の納入は、幼保運営課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後3時までに領収書を幼保運営課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後3時までに金融機関等の保証を幼保運営課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

6 契約保証金

(1) 契約予定総金額を12で除した金額の100分の10以上の額を納付すること。金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金の納入は、幼保運営課で発行する納入通知書で納付し、その契約書の作成期日（市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内）の午後3時までに領収書を幼保運営課へ提出すること（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関

等の保証に係る保証書を幼保運営課へ提出すること。履行保証保険契約を締結した場合も同様とする。）。

7 落札者の決定方法

- (1) 許容価格（地方自治法第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。）の制限の範囲内において、最低価格をもって有効な入札を行った者を確認対象者とする。
- (2) 確認対象者となった者は、この公告で示されている期日までに確認申請書等を提出しなければならない。
- (3) 参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者を落札者として決定するものとする。

8 契約書の作成の要否 要

9 入札の無効について

物品郵便入札実施要綱第9条に該当する入札は無効とする。

10 その他

- (1) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。
- (2) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等
幼保運営課
〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号
電話086-803-1226